



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: <http://www.tjprannarai.co.th> TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 92 (2018年8月16日発行)

皆様こんにちは。雨上がりの蛙の音が気になる今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。92回目のタイ国法律情報は、先日発表されました『労働福祉保護局ニュース：OTおよび休日出勤は週36時間以内』についてお送り致します。

労働福祉保護局ニュース：OTおよび休日出勤は週36時間以内 (ニュース第201/2561 2018年7月30日)

労働福祉保護局は、雇用者に対し被雇用者への時間外勤務および休日勤務について週36時間を超過することは、労働者保護法違反となることを繰り返し通告する。違反には、禁錮刑および罰金両方の罰則が科せられる。

労働福祉保護局局長であるアナンシャイ・ウタイパターチープ氏は、「労働者保護法は雇用者は被雇用者に対する時間外勤務および休日勤務を禁止すると定めている。ただし、必要な場合はこの限りではなく、事前にその都度被雇用者からの承諾を得て、雇用者は被雇用者に対し、時間外勤務および休日勤務を課すことがある。このほか、法律は雇用者は被雇用者に対し、時間外勤務および休日勤務について週36時間を超過してはならないと定めている」と、公表した。

更に、労働福祉保護局局長は、「雇用者が法律に基づき実施しない場合は違反であり、6か月以内の禁錮刑、10万バーツ以下の罰金またはその両方を科す。よって、労働福祉保護局は雇用者に対し適切に実施するよう望んでいる。疑問点または問い合わせは、バンコク都第10地区労働福祉保護局、各県の労働福祉保護局、または1506内線3まで問い合わせ可能である。」と語った。

《解説》

今回は労働福祉保護局のニュースを取り上げました。超過勤務の規定は労働者保護法26条が明文規定となります。原則、超過勤務は労使合意とされ、省令の規定に基づき「超過勤務は週36時間以内」とされています。

日本の「サブロク協定」(日本:労働基準法 36 条)に該当する条文はタイにはなく、労使合意があったとしても、超過勤務の上限は 36 時間以内とされています。

罰則規定は、労働者保護法 144 条が該当します。違反または遵守しない場合は、6 か月以下の禁錮または 10 万バーツ以下の罰金(もしくは併科)となります。

旧前より条文として存在していた法律を、さらに厳格に適用しようという動きのようです。

~~~~~

**【お断り】**

各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。



8月はお盆、昔から死者の魂が戻ってくると信じられています。日本ではこの時期、急に怪談や恐怖体験のテレビ番組が増えたりしますよね。タイ人もオカルトが大好きで恐怖映画などがヒットしたりテレビドラマでも怨念が出てきて。。。なんていうストーリーが人気があったりします。以前、仲良くなったコーヒーショップの店員さんにある写真を見せてもらったのですが、一人しか居ない部屋で写真を撮ったところ、違う女性が映り込んでいたのです。TV ではよく見る写真でも実際に生で見せてもらおうと他人事とは言え身震いしました。やっぱり本当にあるのかもしれませんが。タイにもいわゆる心霊スポットなるものもあります。一度肝試しに出かけてみてはいかがですか？信じるか信じないかはあなた次第です。(編集後記)

TJ Prannarai では中国語の翻訳サービスも行っております。中国語⇔英語、中国語⇔タイ語の翻訳が可能です。お見積りのご依頼、お問合せお待ちしております。

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。  
次回は、2018 年 9 月 20(木) です

## 【お知らせ】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

労働法勉強会の後期日程のお知らせです。タイ国労働関連法規のセミナーで全3コースの3回目の講義です。

3回の講義により、タイの労働法を体系的に学ぶ事が可能です。またタイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していきます。

1回目：10月4日(木)「就業規則を見直そう～労働法の基礎を学ぶ」

2回目：11月8日(木)「労使間の契約書と労使紛争」

3回目：12月6日(木)「解雇～事例・判例」



本コースにご興味がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会までお問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

~~~~~

【発行者】

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

~~~~~

★ご好評頂いている“エッセイ”が、タイ語・日本語の2言語でダウンロードできるようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

# タイで成功するためには必携

新刊



## タイ国 ビジネス法規集 (2017年度・最新版) 日本人が知るべき **基礎的な法律** を1冊に**集約**

- 【収録法令】
- 外国人就労管理 緊急勅令
- 会社法
- 公開株式会社法
- 工場法

指差しで日タイ相互理解が可能

日本語-タイ語 対訳



## タイ国 労働法 (2017年度・最新版)

知っている、知らないとでは **裁判** になってからでは**遅い**

- 【収録法令】
- 労働関係法
- 労働災害補償金法
- 労働者保護法
- 労働裁判所設置・労働訴訟法

## タイ国 国税法 (2016年度・最新版)

**新たな法改正**を収録した最新版

- 【収録法令】
- 付加価値税 (VAT)
- 所得税
- 事業税



## 「タイ国 労働判例集 1 (130選)」

- 実際に発生した**労働訴訟**を **14 ケース**に分類して収録。  
(日本語のみ)

## タイ国 業務安全・衛生・環境法、危険物法 安全・環境・危険物 これ**1冊でOK**

- 【収録法令】
- 危険物法
- 業務安全・衛生・環境法
- 危険有害物質の安全・衛生関連規定



# TJP サービスのご案内

## 通訳者派遣

半日から対応が可能です。  
経験豊富な日本語能力検定N1  
取得の通訳者が対応します。  
商談、訴訟、技術研修、会計監査、  
M&Aなど難易度が高い案件の  
対応可能です。  
他言語についても対応可能です。

## 翻訳

日本語・タイ語・英語・中国語の  
相互翻訳を行っております。  
契約書、覚書、法規関連文書から  
マニュアルや仕様書まで多岐に  
渡ります。  
翻訳経験10年以上のベテラン  
翻訳者、スペシャリストが対応いたします

## 労働法勉強会 (主催：泰日経済技術振興協会)

月1回(合計3回)、労働法の勉強会  
を行っております。  
体系的に労働法と実務を学ぶ事  
が可能です。

## 定型フォーマットの販売

「雇用契約書」「警告書」「退職届」  
「解雇通知書」「給与証明」  
など9種類のフォーマットを揃え  
ております。

## 各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイ  
アウト作成。  
カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト  
(配布用資料)のデザイン など

## タイ国法律情報 (毎月第3木曜日発行)

タイの法律は改定が多く、  
情報の変更が頻繁です。  
その法律の改定をタイムリーに  
お届け致します。

## お問い合わせ

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.  
TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)  
HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>